

# 知立蔵福寺地区 区画整理組合たより

令和7年  
夏号

残暑のみぎり、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素より、知立蔵福寺地区の組合事業にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、知立蔵福寺土地区画整理組合が設立して4ヶ月が経ちましたが、先般執行されました、当組合の総代選挙の結果報告と合わせて、組合事務所の検討について、直近の組合活動状況について、ご報告させていただきます。

知立蔵福寺土地区画整理組合  
理事長 稲垣 利之

## 1. 総代選挙の報告

本組合は令和7年7月12日に第1回総代選挙で次のとおり、総代15名が当選しました。

石川 利和	石川 峯夫	稲垣 尚久	岡田 敏男	神谷 兼弘
杉原 正美	杉原 透恭	鈴木 徹也	田中 淑恵	塚元 光代
水野 正浩	水野 康雄	室田 日美子	保田 淳	石川 英哲

※組合員番号順に記載しています。



### 当日の様子



## 2. 組合事務所の検討について

令和7年4月19日に開催された第1回総会にて、組合員の皆様の意見を参考に、組合事務所については、経費削減のため、**賃貸物件に入居して事務所を開設**することを役員会決定しました。

## 3. 組合の活動報告

### ○組合会議の開催

三役会、役員会を毎月適宜開催し、協議を重ねています。

### ○对外協議、挨拶

組合の運転資金の借入のため、市内金融機関と協議のうえ、借入先を決定しました。

明治用水土地改良区、営農者（アグリ知立等）に挨拶に伺い、組合事業の概略説明をしました。

## 4. 組合への申請、届出について

今後は、ご自身の土地であっても、区画整理地区内の土地は土地区画整理法によって制約を受けることとなります。特に以下の場合には、必ず組合に申請、届出をお願いします。

ご不明点等ございましたら組合事務所の完成後、組合までお問い合わせください。

### ●建築行為等の制限について(76条申請)

区画整理地区内で、以下のような行為等を行おうとする場合、土地区画整理法第76条第1項の規定により、知立市長の許可が必要です。**現在組合で検討している、申請様式**を以て、組合経由で許可申請書を提出し、知立市長の許可を受けてください。申請様式が決まりましたら、改めてお知らせさせていただきます。

- ① 土地区画整理事業の施行に障害のおそれがある土地の形質の変更  
例 埋め立て、掘さく等
- ② 建築物、工作物(塀、擁壁等)等の新築、増築、改築を行う場合
- ③ 移動が容易でない物件※を設置もしくは、堆積する場合  
※その重量が5トンを超えるもの

### ●土地の権利の異動の届出について

区画整理地区内の土地で以下の行為が発生する場合は、事前に組合へご相談いただき、必ず組合に届出をお願いします。

- ① 土地の売買
- ② 相続、贈与等による所有権の移転
- ③ 地目の変更
- ④ 抵当権、地役権、永小作権、その他権利の設定または解除
- ⑤ 土地の分筆または合筆、地籍の誤りの訂正
- ⑥ 住所の変更

【お問合せ先】 知立蔵福寺土地区画整理組合

※事務所開設までは書類提出、届出は知立市役所へお願いします。

※ご相談事については、知立市役所へご連絡後に、事務局担当より、折返しさせていただきます

知立市役所 都市整備部 まちづくり課 (担当: 牧原、杉浦)

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地 TEL 0566-95-0130

組合事務局 【日本工営都市空間 株式会社 担当: 小出、島袋】

〒461-0005 名古屋市東区東桜2-17-14 TEL 052-979-9552 (代表)